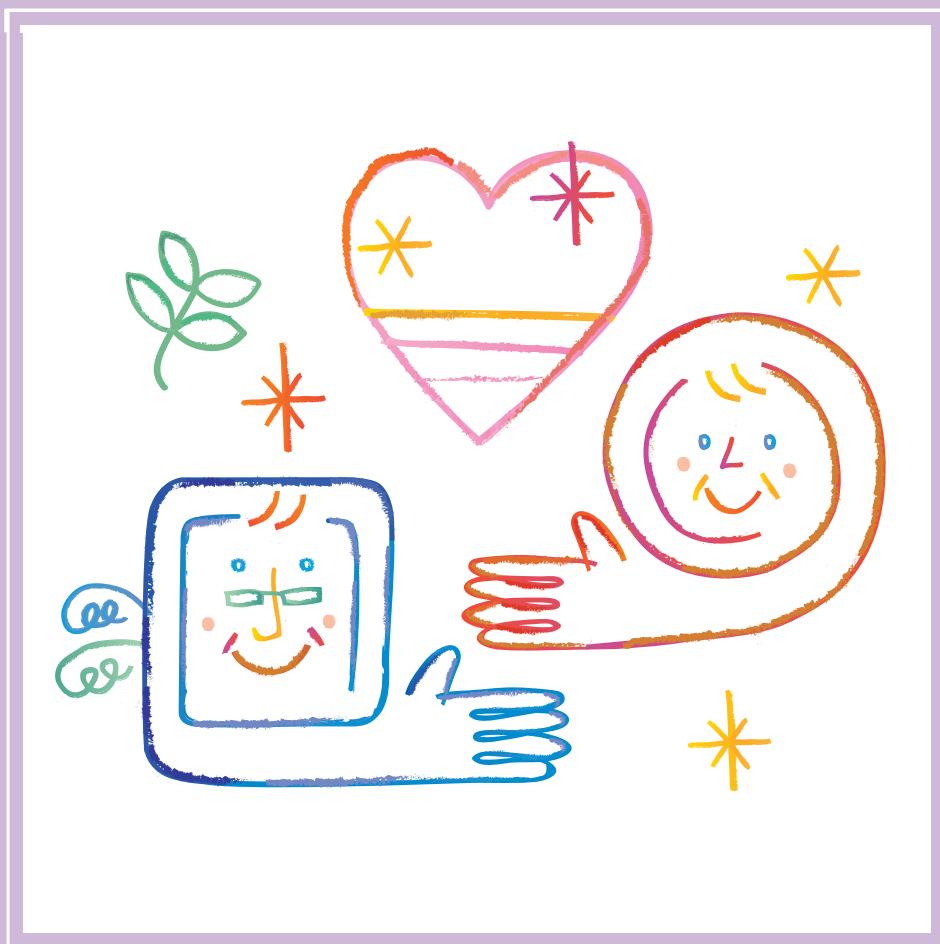


大切な財産を大切な方へ

# 遺言代用信託



- 遺言代用信託とは ➔ 2ページ
- 遺言代用信託を利用するメリット ➔ 3ページ
- 遺言代用信託Q & A ➔ 4~5ページ

- Q1 信託契約で指定する受取人は誰でも良いのですか？
- Q2 信託する財産の額や受取額を決める際に注意することはありますか？
- Q3 信託できる財産や信託期間について注意することはありますか？
- Q4 どのような費用がかかりますか？
- Q5 元本は保証されますか？
- Q6 遺言代用信託と遺言信託の違いは何ですか？
- Q7 相続税の優遇措置はありますか？

# 遺言代用信託とは

遺言代用信託は、ご本人【委託者】が信託銀行等【受託者】と信託契約を締結し、生存中はご本人を受益者【第一受益者】、お亡くなりになった後はあらかじめ指定したご家族などを受益者【第二受益者】として設定する信託です。

遺言代用信託では、生存中はご自身の財産を管理・運用でき、お亡くなりになった後は遺されたご家族などへスムーズに財産承継ができます。

※本リーフレットにおいて、「信託銀行等」とは、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社のことを指します。

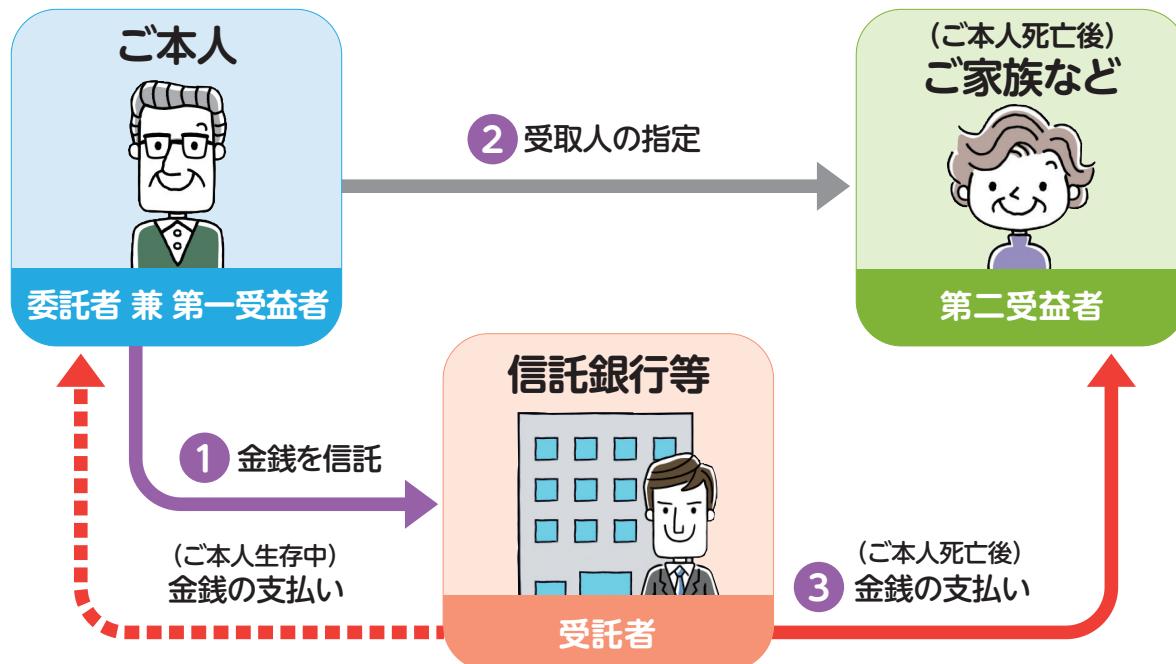
## 遺言代用信託のしくみ

遺言代用信託は、個々の事情にあわせ、さまざまな使い方ができます。

### 利用方法の例

- ご本人の葬儀費用など、取り急ぎ必要となる資金
- 遺されたご家族の生活資金
- 遺されたご家族のための治療費や入院費用
- 未成年者などの財産管理

ここでは、ご本人がご家族などに財産(金銭)を承継させるケースについて、その手続きを説明します。



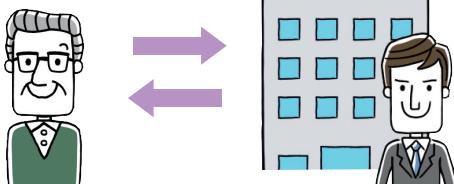
- ① ご本人(委託者)は、信託銀行等(受託者)と信託契約を締結し、金銭を信託します。ご本人(委託者)が生存中は、第一受益者として、金銭をお受け取りいただくこともできます。
- ② ①で締結する信託契約では、ご本人(委託者)がお亡くなりになった後に財産を受け取るご家族など(第二受益者)を指定します。また、信託契約では、ご本人が生存中の資金の受取方法、お亡くなりになった後の資金の受取開始時期や受取額・受取方法などを決めます。
- ③ ご本人(委託者)がお亡くなりになった後は、②で指定したご家族など(第二受益者)に金銭が給付されます。

※遺留分を侵害するような信託の設定はできません。詳しくは4ページのQ2をご参照ください。

# 遺言代用信託を利用するメリット

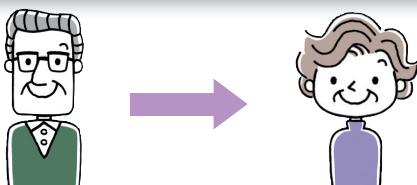
遺言代用信託は、文字通り、遺言の代わりになる信託です。財産を大切なご家族などのために引き継ぐ信託として利用すると、さまざまなメリットがあります。

## ご自身のために～生存中は財産管理・運用が可能～



遺言代用信託を利用し、ご自身の財産の管理・運用を専門家に任せることができます。また、ご本人の生存中の資金の受取方法などは、あらかじめ決めておくことができます。

## ご家族などのために～お亡くなりになった後は遺されたご家族などへスムーズな財産承継が可能～



遺言代用信託を利用し、あらかじめ受取開始時期、受取額、受取方法などを契約で定めておくことにより、ご本人がお亡くなりになった後、遺されたご家族などへスムーズな財産承継が可能となります。

### 一時金を給付する例

ご本人がお亡くなりになった後、すぐに必要になるものとして葬儀費用が挙げられますが、通常、遺産分割協議が整うまでの間は、お亡くなりになった方の預金口座からの払戻しが一定の範囲に制限されるため、この口座から葬儀費用として必要な額を引き出すことができない場合があります。

例えば、遺言代用信託を利用して、あらかじめ「私が亡くなったら、妻の口座に葬儀費用として200万円を振り込む」と指定しておくと、ご本人がお亡くなりになった後、遺されたご家族は簡単な手続きですぐに葬儀費用をお受け取りいただけます。

### 定期的に一定額を給付する例

遺されたご家族の生活の安定のために、年金式に定時定額の給付を受けることができます。

例えば、ご家族が未成年の場合など、その方がご自身で財産を管理することが難しい場合でも、遺言代用信託を利用して、あらかじめ毎月の受取額などを決めておくと、ご本人がお亡くなりになった後も、遺されたご家族などは財産管理を信託銀行等に任せ、計画的に財産をお受け取りいただけます。

遺言代用信託については、当協会ホームページ (<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>) でも、ご紹介しておりますので、あわせてご覧ください。

まずはこちら！

より詳しく知りたい方は！

動画で紹介！



イチから学ぶ遺言代用信託

遺言代用信託の活用方法

動画で学ぶ遺言代用信託

# 遺言代用信託 Q&A

遺言代用信託についての理解をより深めていただくために、遺言代用信託の主な内容を「遺言代用信託Q&A」としてまとめました。

## Q1 信託契約で指定する受取人は誰でも良いのですか？

**A** 法令上は特に制限はありませんが、現在、多くの信託銀行等では、受取人は、相続人や近しい親族に限っているケースが多いです。信託銀行等や商品によって取扱いが異なりますので、信託銀行等にお問い合わせください。

## Q2 信託する財産の額や受取額を決める際に注意することはありますか？

**A** 信託する財産の額や受取額を決める際に、例えば、相続人の遺留分（※）を侵害しないよう、信託契約時に十分考慮する必要があります。詳しくは信託銀行等にお問い合わせください。

（※）遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人の最低限の相続割合であり、以下のとおり民法で定められています。

### 全体の遺留分

①直系尊属のみが相続人であるとき  
被相続人の財産の3分の1  
(直系尊属は父母・祖父母など、自分より前の世代の直系の親族を指します。そのため、義理の父母・祖父母は除かれます。)

②その他の場合  
被相続人の財産の2分の1

※各相続人の遺留分は、その中で法定相続割合により決められます。

相続人パターン	全体の遺留分	相続人の遺留分
 配偶者	1/2	1/2
 +  子	1/2	 配偶者 1/4
 +  父母		 子 1/4
 +  兄弟姉妹	1/2	 配偶者 2/6
 子		 兄弟姉妹 なし
 父母	1/3	1/3
 兄弟姉妹	なし	なし

## Q3 信託できる財産や信託期間について注意することはありますか？

**A** 信託できる財産は、主に金銭となっており、やむを得ない事由による場合を除き、原則、中途解約はできません。信託できる財産の種類や金額、信託期間の設定などは、信託銀行等によってその定め方が異なりますので、信託銀行等にお問い合わせください。

なお、自社株を信託するしくみを利用して、中小企業の経営者の方などが後継者に事業を承継する方法があります（5ページのコラム「信託のしくみを利用した事業の承継」をご参照）。

## Q4 どのような費用がかかりますか？

A 費用については、個々の信託契約によって定められ、信託銀行等によってその定め方が異なりますので、信託銀行等にお問い合わせください。

## Q5 元本は保証されますか？

A 元本保証タイプの遺言代用信託は、契約により信託銀行等が元本を保証することとしています。また、これは預金保険の対象でもあり、1,000万円までは保証されます。元本保証の有無などは信託銀行等や商品によって取扱いが異なりますので、信託銀行等にお問い合わせください。

## Q6 遺言代用信託と遺言信託の違いは何ですか？

A 遺言代用信託とは、信託のしくみを利用し、あらかじめご本人が信託銀行等と信託契約を締結し、ご本人がお亡くなりになった後に遺されたご家族などへ信託財産を引き継ぐ信託のことを言います。また、対象となる財産は、主に金銭となります。

一方、遺言信託とは、信託銀行等が遺言書作成のご相談から、遺言書の保管、そしてお亡くなりになった後の遺言の執行まで、相続に関する手続きを行うサービスのことを言います。信託銀行等では、ご本人がお亡くなりになった後に、遺言にもとづき信託銀行等が遺言執行者に就任し、財産目録を作成、遺言を執行します。また、対象となる財産は、金銭以外も含めた相続財産全体となります。



遺言信託の  
活用方法

## Q7 相続税の優遇措置はありますか？

A 遺言代用信託を使って相続した場合と普通に相続した場合とで、相続税の金額に違いはありません。

### コラム 信託のしくみを利用した事業の承継



信託のしくみを使って、中小企業の経営者の方などがお亡くなりになった場合に事業を円滑に承継する方法があります（事業承継信託（遺言代用型など））。

例えば、中小企業の経営者の方などが、あらかじめ後継者を指定してご自身が保有する自社株を信託銀行等に信託し、ご本人が生存中は、信託銀行等を通じて議決権を行使、ご本人がお亡くなりになったときは、信託銀行等から後継者に自社株が交付されるようにしておくといふものです。

これにより、実質的な経営権を持ち続けながら、相続による経営の空白期間を生じさせることなく事業の継続・承継をスムーズに行うことができます。

#### ●詳しくは遺言代用信託取扱い信託銀行等へ

この遺言代用信託は、それぞれの事情を踏まえ、個別のご相談にもとづいて契約する必要がありますので、詳しくは、取扱い信託銀行等にご相談ください。

## 信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

● 受付時間 午前9時～午後5時15分  
(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

● 電 話 **03-6206-3988** (スマートフォン・携帯電話の方)  
**0120-817335** (固定電話の方)

### トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/>



### 信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・苦情等の事例として利用させていただきます。



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

TEL.03-6206-3981

ホームページ <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

信託協会

検索



本資料は、遺言代用信託のしくみなどについて紹介し、理解を深めていただくために作成しているものであり、当該商品の勧誘・推奨を目的としているものではありません。